

令和5年10月27日

陳情第11号

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛などを求める陳情



## 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛などを求める陳情

### 【陳情趣旨】

近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（または、させられている）ことに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割に上っていることは、大変深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声を上げることがどれだけ勇気があることなのか、想像に難くありません。

小田原市においても「しんぶん赤旗」の配布が行われているようなので、勧誘も行われているのではないかと推測されます。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。

全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員がいることは報道のとおりであり、それにより自主的に調査をした自治体も数多くあります。

小田原市においても、市民のために汗して日々業務に携わる市職員の皆様が「議員からハラスメントを受けていた」ということがないように、市民・職員目線での誠実な審議が必要であると考えます。

### 【陳情項目】

- ① 庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入らないこと、かつ政党機関紙の勧誘・配達・集金を行っている議員に、それらを行わせないようにしてください。
- ② 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、圧力とならないような心がけ、御配慮を徹底してください。
- ③ 職員の気持ちに寄り添い、庁舎内で政党機関紙を勧誘したり、心理的な圧力をかけないようにしてください。

令和5年10月27日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市飯田岡114-1

西村 豊 ④